

耐震調査時のアスベスト注意点

賛助会員 環境リサーチ株式会社 山口 陽二

1.はじめに

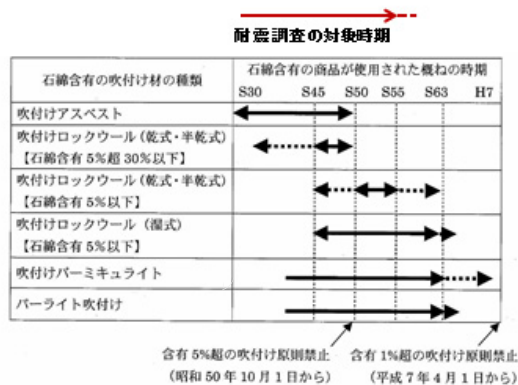
東日本大震災以降、耐震化に関心が集まり、法律の整備が進み、徐々にではありますが、耐震調査や耐震改修が進んでいるように感じられます。アスベストを原因とした中皮腫の発症は、10万人を超えるのではないとも言われています。アスベスト被害が拡大していく理由の一つとして、発症までの時間が長い(20年以上)事があげられます。

しかし、阪神大震災の時には、解体に関わった人の中から13年後に発症した事例が報告されています。

建築に長年関わってきた人たちは、概してアスベストに鈍感で、自分は長いことアスベストのあるところで仕事をしてきたので大丈夫と思っている人がたくさんいます。

アスベストが飛散する事例や、アスベストが使われているにもかかわらず、アスベスト使用の有無の事前調査が不十分な事例が確認されます。また、工事の発注者がアスベストの飛散防止措置の必要性を十分に認識しないで施工を求めることにより、工事施工者が十分な対応を取り難いことも問題となっています。

アスベストの使用時期と耐震調査時期



これらのことから、アスベスト飛散防止対策の強化を図るため、大気汚染防止法の強化(平成25年3月29日)がなされ、発注者責任の強化、解体工事前の事前調査の義務付け、工事中の立入検査の法制化等次々強化されています。

一方、耐震調査の対象となる建物は、アスベストの使用時期と完全に重なっています。アスベストが除去された後での耐震調査や電気工事、設備工事などが行われるのであれば、何ら問題ないのですが、実際には、アスベストが除去されていることは、稀なことです。

耐震調査が発注される場合も、アスベストのことがほとんど考慮されていないのが実情で、このことが、耐震調査が進まないことの一因になっています。

2.アスベストを考慮した耐震調査手順

- ① 設計図書からアスベストが使われている場所の確認をする
- ② 現地調査を行い確認する
- ③ アスベストが使われている場合は、調査に必要な部分を確保するために除去費用を交渉する
- ④ 吹付けアスベストが付いたままでの正確な調査は出来ないなので部分的にアスベストを除去する
- ⑤ アスベスト量が少ないからといって、勝手に除去したり、不法投棄など起こさないように注意が必要です
- ⑥ 耐震調査を実施する
- ⑦ 耐火材で復旧する

3.アスベストが使われている建物内での安全対策

- ① 空気中に飛散したアスベストは非常に小さくて目に見えません
- ② 耐震調査が必要とされている建物は、建築後30年以上たちセメントの中酸化が進みアスベストの密着も悪く脆く、ポロポロ落ちやすい状態になっている可能性があります。床にアスベストが飛散していたり、天井裏には、吹付けアスベストが落ちて堆積していることがあるため、必ずアスベスト用保護マスクを着用し、必要に応じて、ゴーグルを着用し、安全対策をする必要があります



保護マスクは正しい使い方をしないと効果を発揮しません。使用前に、保護マスクの使い方の教育を受けましょう



点検口から天井内を点検する時は、天井裏にアスベストが落ちている場合があるので、必ず保護マスクを着用しましょう

- ③ 管理監督者は、アスベストが使われた室内での作業を指示する時、必ず保護マスクを着用するよう義務付ける必要があります
- ④ また、指示が不十分だと監督責任を問われることにもなります

4.まとめ

耐震調査に限らず、ちょっとした電気工事、設備工事や内装工事など、アスベスト問題に直面することは多々あると思います。アスベストの被害者を増やさないためにも十分注意し、適切な対応が望まれます。